

## 別紙1

### 所得金額調整控除

令和8年度（令和7年中の所得）

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得から控除します。

#### ①子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のイ～ニのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除額を、給与所得の金額から差し引きます。

- イ 本人が特別障害者に該当する
- ロ 23歳未満の扶養親族を有する
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- ニ 特別障害者である扶養親族を有する

**所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1 (1円未満切り上げ) ※上限15万円**

(給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円)

#### ②給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除

給与所得と公的年金等雑所得がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合に所得金額調整控除額を給与所得の金額から差し引きます。

※①の所得金額控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。

**所得金額調整控除 = 給与所得 (上限10万円) + 公的年金等雑所得 (上限10万円) - 10万円**

### 給与所得速算表

給与等の収入金額		給与所得の金額
0円 から	650,999円	0円
651,000円 から	1,899,999円	給与収入 - 650,000円
1,900,000円 から	3,599,999円	給与収入 ÷ 4 (1,000円未満切捨) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 から	6,599,999円	給与収入 ÷ 4 (1,000円未満切捨) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 から	8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上		給与収入 - 1,950,000円

### 公的年金所得速算表

65歳未満：昭和36年1月2日以降生まれ 65歳以上：昭和36年1月1日以前生まれ

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65 歳 未 満	1,300,000円 未満	年金収入 - 600,000円	年金収入 - 500,000円	年金収入 - 400,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 から 9,999,999円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円
65 歳 以 上	3,300,000円 未満	年金収入 - 1,100,000円	年金収入 - 1,000,000円	年金収入 - 900,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円	年金収入 × 0.75 - 275,000円	年金収入 × 0.75 - 175,000円	年金収入 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円	年金収入 × 0.85 - 685,000円	年金収入 × 0.85 - 585,000円	年金収入 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 から 9,999,999円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 以上	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円